

令和7年7月1日～

建築基準法第12条第1項、第3項関連告示改正に係る

特定建築物定期調査報告の調査項目等のお知らせ

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、**令和7年7月1日から**施行されます。

詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について／調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000039.htm



鳥取県では、引き続き、**特定建築物定期調査報告**で常閉防火扉、非常用照明等の建築設備の調査・報告を行うよう制度の見直しを行いました。

調査・検査報告	改正前	改正後
特定建築物定期調査報告 【法第12条第1項】 ※病院・ホテル・マーケット・劇場等	項目:国告示に定める事項 対象:法定用途のみ 報告周期:3年ごとの年度	項目:国告示に定める事項に 県告示に定める事項(建築設備(非常用照明等)、主要な常閉防火扉) を付加 対象・報告周期:(変更なし) ※調査結果表に添付する各階平面図に「防火区画」の明示を追加。
防火設備定期検査報告 【法第12条第3項】	項目:国告示に定める事項 対象:随時閉鎖式防火設備(特定建築物と就寝用福祉施設に設置) 報告周期:前回報告した日から1年以内	項目:国告示に定める事項(一部改正) 対象・報告周期:(変更なし) ※各階の主要な常閉防火扉は、「特定建築物」の項目に県が付加したため、「防火設備」での報告は不要
建築設備定期検査報告 【法第12条第3項】	指定なし	指定なし
昇降機設備定期検査報告 【法第12条第3項】	項目:国告示に定める事項 対象:エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 報告周期:前回報告した日から1年以内	項目:国告示に定める事項(一部改正) 対象・報告周期:(変更なし)
遊戯施設定期検査報告 【法第12条第3項】	項目:国告示に定める事項 対象:ウォータースライダー等 報告周期:前回報告した日から1年以内	項目:国告示に定める事項(一部改正) 対象・報告周期:(変更なし)

定期報告の提出先

※鳥取市・倉吉市・米子市は市の窓口にお問合せください。

建設地の所在地	担当部署名	電話番号
岩美郡 八頭郡	鳥取県 東部建築住宅事務所	0857-20-3648
東伯郡	鳥取県 中部総合事務所 建築住宅課	0858-23-3235
境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県 西部総合事務所 建築住宅課	0859-31-9752

様式等は裏面をご覧ください。

詳細は HP をご確認ください。⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47408>



報告にあたっての注意点

必要となる報告

※昇降機等や遊戯施設がある場合はそれぞれ提出が必要。

ケース	特定建築物定期調査報告	防火設備定期検査報告
【ケース1】特定建築物定期調査報告の対象で常閉防火扉のみ設置されている建築物	必要(県の細則で定めた3年ごとの年度) 調査項目:国告示に定める事項 +各階の主要な常時閉鎖式防火扉の作動の状況等	不要
【ケース2】特定建築物定期調査報告の対象で常閉防火扉と随時閉鎖式防火設備の両方が設置されている建築物	必要 同上	必要(1年以内ごと) 随時閉鎖式防火設備のみ報告 ※各階の主要な常閉防火扉は、「特定建築物」の項目に県の細則で付加したため不要
【ケース3】特定建築物定期調査報告の対象で随時閉鎖式防火設備のみ設置されている建築物	必要 同上	必要(1年以内ごと) 随時閉鎖式防火設備のみ報告
【ケース4】特定建築物定期調査報告の対象外で随時閉鎖式防火設備が設置されている建築物	不要	必要(1年以内ごと) 随時閉鎖式防火設備のみ報告

特定建築物調査に含む建築設備等

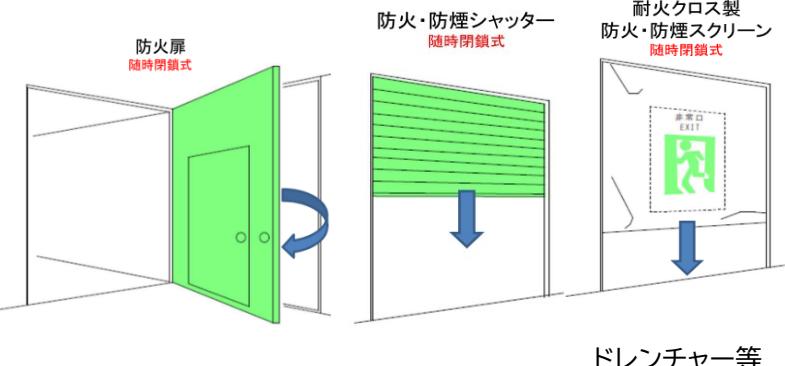
換気設備・排煙設備・可動式防煙壁・非常用の照明装置(作動の状況、物品の放置の状況)

各階の主要な常閉防火扉
(本体と枠の劣化及び損傷の状況
作動の状況
物品の放置の状況
固定の状況
運動エネルギー等)



防火設備検査の対象

【変更なし】



様式の記載項目

特定建築物定期調査報告の国の指定様式の「7 上記以外の調査項目」に県が付加した項目を記載し、作成してください。

7 上記以外の調査項目	
建築物の内部	
(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
(2)	扉の取付けの状況
(3)	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況
(4)	扉の固定の状況
(5)	常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉の作動の状況（昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況）
(6)	居室の換気 換気設備の作動の状況
(7)	換気の妨げとなる物品の放置の状況
避難施設等	
(1)	特別避難階段 付室等の排煙設備の作動の状況
(2)	防煙壁 可動式防煙垂れ壁の作動の状況
(3)	排煙設備 排煙設備の作動の状況
(4)	非常用エレベーター 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況
(5)	非常用の照明装置 非常用の照明装置の作動の状況
(6)	照明の妨げとなる物品の放置の状況

特定建築物定期調査報告に付加した項目